

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	枚方市 固定資産税・都市計画税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、固定資産税・都市計画税事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税事務
②事務の概要	地方税法及び地方税法に基づく条例に従い、以下の固定資産税・都市計画税事務を行う。 1. 賦課事務 登記所より收受した登記済通知書等により固定資産税・都市計画税の賦課決定を行う。 2. 通知事務 納税義務者に対し固定資産税・都市計画税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通知する。 3. 減免事務 固定資産税・都市計画税の減免に関する事務を行う。 4. 納税義務者宛名の特定等を行う宛名管理事務 相続人指定届・通知書により納税義務者宛名の特定等を行う。 5. 台帳検索・印刷 名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳の検索及び印刷を行う。 6. 情報照会事務 他自治体等関係機関と課税状況等の情報照会・提供を行う。 7. 証明事務 評価証明、公租公課証明等の発行を行う。
③システムの名称	税総合システム、家屋評価システム、固定資産評価支援システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）、中間サーバ、庁内連携システム、eLTAXシステム、課税職人エキスパート9PLUS
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表24の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法第19条第8号 ・番号法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市役所 市民生活部 資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	

なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 市民生活部 資産税課 072-841-1361
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、申請者からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行いミスを軽減する。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏洩・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に管理責任者がチェックする。 ・窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。 ・特定個人情報が記録された電子データについて、電子記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者電子記録媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。 これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生する対策は十分であると考えます。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2. 通知事務 納税義務者に対し固定資産税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通知する。	2. 通知事務 納税義務者に対し固定資産税・都市計画税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通知する。	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項 別表第1(16項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収、または、地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 ＜別表第2における情報照会の根拠＞ (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	【照会】 ・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	事前	
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	近藤 一仁	資産税課長 近藤 一仁	事後	
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 資産税課長 近藤 一仁	②所属長の役職名 資産税課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)		[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		[十分である]	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か		[十分である]	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提 供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない (提供)	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か		[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[]自己点検 []内部監査 []外部監査	[☐]自己点検 [☐]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]	事後	
令和4年10月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項（行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項 ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	【照会】 ・番号法別表第2の27の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	事後	
令和4年10月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 財務部 税務室 資産税課	枚方市 市民生活部 税務室 資産税課	事後	
令和4年10月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和4年10月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 財務部 税務室 資産税課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 市民生活部 税務室 資産税課 072-841-1361	事後	
令和4年10月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/1/1	2022/9/1	事後	
令和4年10月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/1/1	2022/9/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項 ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第24の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法第19条第8号 ・番号法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	事後	
令和7年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	【照会】 ・番号法別表第2の27の項第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	事後	
令和7年9月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 財務部 税務室 資産税課	枚方市役所 市民生活部 資産税課	事後	
令和7年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日	令和7年7月1日	事後	
令和7年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日	令和7年7月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月10日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	
令和7年9月10日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(新規項目)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、申請者からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行いミスを軽減する。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏洩・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に管理責任者がチェックする。 ・窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。 ・特定個人情報が記録された電子データについて、電子記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者電子記録媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。 これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生する対策は十分であると考えます。	事後	
令和7年9月10日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	